

別紙2-4 加工・流通段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

例1 国内木質バイオマスの場合

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

○ ○ 殿
(販売先)

○○チップ製造事業者
認 定 番 号

下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量
3. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

- チップ加工
- ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
- ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

(3) 製品輸送区分

トラック最大積載量： 1t車以上 2t車以上 4t車以上
10t車以上 20t車以上

輸送距離： 10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ GHG関連情報(3) 原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位(切り上げ)の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載(例えば、250km以下、350km以下など)や10km単位での数値記入欄の設定(例えば「 〇km」が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離(10km単位(切り上げ))と積荷状況の区分(「空荷の復路を含む」又は「往路のみ)を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除(例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など)が可能。

注 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報(一般木質バイオマスであること等)を追加記載することで証明書とすることも可能。